

令和3年度 第2回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和3年5月14日（金）

開会 午前9時

閉会 午前9時40分

② 場 所 春日市役所大会議棟2階大会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	市 場 結 実
文化財課長	高 田 勘 治
教務課統括係長	井 本 正 美
教務課主任	林 由梨奈

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。それでは、ただいまから令和3年度第2回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。谷委員を指名いたします。

【第2 議案】

- (1) 第1号議案 春日市教育委員会寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱等の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第1号議案、春日市教育委員会寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱等の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井教務課長

第1号議案「春日市教育委員会寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱等の一部を改正する告示の制定について」でございます。

提案理由でございます。市の申請書等における押印義務付けの見直しに関する基準に基づき、教育委員会要綱等で規定する様式を一括して改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

市経営企画部経営企画課及び総務部人事法制課通知「申請書等における押印義務付けの見直しに関する基準」において、押印義務付け見直しの基本的な考え方として「認印による「本人確認」には実効性が認められないことから、市民や事業者から市に提出される申請書等の文書において、原則として認印による押印の義務付けは廃止する」ことから、教育委員会が制定する要綱等について、今回一括して押印の廃止を行うものであります。

今回、様式の改正を行うのは第1条でお示ししております「春日市教育委員会寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱」、第2条でお示ししております「春日市立学校に勤務する県費負担教職員の旧姓使用に関する要綱」、第3条でお示ししております「春日市立学校に勤務する職員の自家用車による公務出張に関する取扱要領」、第4条でお示ししております「春日市立学校に勤務する会計年度任用職員の公務における自家用自動車の使用に関する要綱」でございます。4ページから16ページまでが、今回改正する新旧の様式

でございます。第1号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

5ページの寡婦（寡夫）控除の件ですが、1番、2番というのは女性に対しての規程であり、男性は3番のみですよ。何故女性は二つに分かれているのでしょうか。

○藤井教務課長

税法上の規程に合わせた形でこちらも同様にしております。

○安本委員

元々あるものに合わせて春日市で作っていて、税法上はこのように二つに分かれているのですね。

○今福学校教育課長

補足します。寡婦において婚姻暦がある者については、税法上こういう特例を受けられるようになっています。婚姻暦がないとそれを受けられないというのは不公平ではないかということがありまして、税金については法律で決まっているのでどうすることもできないのですが、例えば保育料とか、市で定めてあるものについては市で対応することができるので、こういうみなし控除という形で同じような扱いを受けられるよう、数年前に要綱を制定しているものであります。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第1号議案、春日市教育委員会寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱等の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第1号議案、春日市教育委員会寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱等の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第2号議案 春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第2号議案、春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井教務課長

第2号議案「春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由でございます。市の申請書等における押印義務付けの見直しに関する基準に基づき、教育委員会規則で規定する様式を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

こちら第1号議案と同様に、押印義務付け見直しにより押印の義務付けは廃止するもので、教育委員会規則に規定されているものが対象となります。19ページから20ページまで、今回改正する新旧の様式でございます。第2号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは第2号議案、春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第2号議案、春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第3号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

次に、第3号議案、春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井教務課長

第3号議案「春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について」でございます。

提案理由でございます。春日市教育委員会公印管守規程第11条において引用しております「春日市情報システム及びOA機器の管理運営に関する規則」が改正されたことに伴い、当該規定の整備をする必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

この規程の改正につきましては、引用しております規則の名称等の変更に伴い、当該規定の整備を図るもので内容の変更を伴うものではございません。第3号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○魚屋委員

改正後の条文の中に電子計算機に記録した陰影とありますが、これはどういったものでしょうか。

○藤井教務課長

電子計算機に記録した陰影というのは、いわゆる電子公印を説明するものでございます。通常、公印は朱肉をつけて押印するものでありますが、電子公印は事前に電子計算機上に登録してありますものを打ち出し、押印をせずに押印なされたとみなすものになります。その登録を電子上で行うことを指しております。

○魚屋委員

では、確認をしたということであれば、その方の印鑑を押してある状態になるということですか。

○藤井教務課長

公印というものが、市側から対外的に出す方になりますので、こちらの内部で公印を付くものを登録してあるものとなります。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは第3号議案、春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第3号議案、春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第4号議案 社会教育委員の委嘱について

○扇教育長

次に、第4号議案、社会教育委員の委嘱について、でございますが、この議案は、内容上、「人事に関する事項」に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第4号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第4号議案は非公開とします。

- ・第4号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第4号議案は、全員賛成により可決。

(4) 第5号議案 令和3年度教育費補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第5号議案、令和3年度教育費補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第5号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により、第5号議案は非公開とします。

- ・第5号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第5号議案は、全員賛成により可決。

(3) 第6号議案 財産の取得に関する意見の申出について

○扇教育長

第6号議案、財産の取得に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第6号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により、第6号議案は非公開とします。

- ・第6号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第6号議案は、全員賛成により可決。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告 なし

(2) 教育委員報告 なし

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

それでは、各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○市場地域教育課長

地域教育課です。令和3年度第1回の社会教育委員の会議を4月20日に実施いたしました。

令和3年度社会教育関係団体について、登録申請のあった18団体について、意見を伺いました。次に、令和3年度筑紫地区社会教育委員研修会について、今年度春日市が当番となっておりますので、研修テーマ等の内容について協議をいたしました。3点目、提言の内容についてですが、担当委員が持ち寄った各々のテーマの概要を説明し、協議を行いました。以上です。

事務局報告 イ その他の報告について

○扇教育長

その他に何か報告はございますか。

○高田文化財課長

文化財課でございます。奴国の丘歴史資料館でツイッターを開設いたしましたのでお知らせします。発信の内容としましては、奴国の丘歴史資料館の利用の案内、実施しております展示やイベントに関する情報、発掘調査や資料に関する情報をツイッターにより発信をしていきたいと考えております。ツイッターを利用されている委員については、是非ご覧いただいて、フォロー、いいねやリツイートの御協力をお願いします。奴国の丘歴史資料館のHPからもアクセスできますし、春日市のHPからも見るができますので、よろしくをお願いします。以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますか。

私のほうから一つ。ツイッターというのは、スマホやガラケーからも見るができますか。

○高田文化財課長

スマホからは見るができます。ガラケーはスマホの機能をもったガラケーでしたら見るができますが、古いものだと見るができない場合があります。また、パソコンからも見るができます。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、事務局から報告がありましたらお願いします。

○市場地域教育課長

地域教育課です。5月の主要行事において、緊急事態宣言が発令されたため、図書館でのおはなし会、白水大池公園星の館での紙芝居の読み聞かせ、皆既月食観測のための特別開館を中止しております。星の館は開館を午後8時までと変更しております。

また、星の館が新しくパンフレットを作りましたので、本日お配りしております。是非お越しいただければと思います。以上です。

○藤井教務課長

教育委員の皆様には事前にお知らせしておりますが、5月16日開催予定の中学校体育祭、5月22日開催予定の小学校の体育祭は開催を見合わせております。今後の日程については、延期になるのかこのまま中止になるのか等も含めて、動向情勢をみながら判断していくことになろうかと思っております。以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますか。

○谷委員

体育発表会という形ですとか、短縮ですとか、開催手段を変えて行うというやり方もあると思うのですが、中止ということもありえるのでしょうか。

○藤井教務課長

緊急事態宣言下、今後、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生する学校等も出てくる状況になってくるかと思っております。学校により状況が違いますので動向を踏まえ、それぞれの学校での感染状況に応じた対応が必要になってくるかと思っております。

また、感染者がいるために延長したとしても、ずっと延ばし続けることも難しいと思っておりますので、その場合はやむを得ず中止や、谷委員がおっしゃったように何らかの形で、いわゆる体育発表会的な形で開催することも考えられるかと思っております。しかし、その部分については、今の段階でははっきりとした答えはございません。それぞれが学校と、また小学校同士や中学校同士等、色々な協議や話し合いをしながら安全な開催方法を検討していくものと考えております。

【第4 調整事項】

- (1) 6月定例教育委員会議の日程について
令和3年6月30日（水） 午後1時30分 決定
- (2) 7月定例教育委員会議の日程について
令和3年7月21日（水） 午後1時30分 予定
- (3) 7月教育委員懇談会の日程について
令和3年7月21日（水） 午後2時30分 予定

午前9時40分 閉会